

雇用ニュース

令和7年
新年号

かしま



ハローワーク常陸鹿嶋／常陸鹿嶋地区雇用対策協議会

目 次

- 常陸鹿嶋公共職業安定所管内労働市場・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- ハローワーク便り・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
- 求人事業所さま ハローワーク常陸鹿嶋サポートメニュー・・・・・・・・ P 5
- 令和7年4月1日から
高年齢者雇用継続給付の支給率を変更します・・・・・・・・・・・・ P 7
- 令和6年10月から
特定一般教育訓練給付金を拡充します・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9
- 令和6年10月から
専門実践教育訓練給付金を拡充します・・・・・・・・・・・・・・・・ P 10
- 最低賃金(令和6年10月1日)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 12
- 最低賃金引き上げを受けて賃上げに取り組む皆様へ・・・・・・・・ P 14

管内労働市場(令和6年11月)

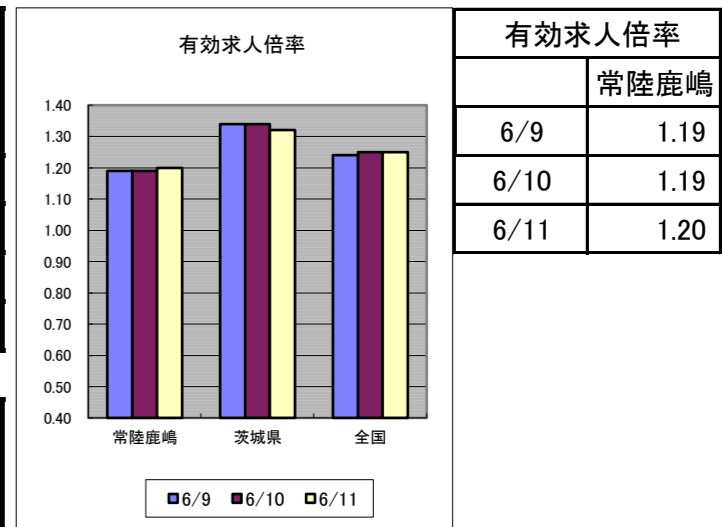
公表日 令和6年12月27日

【全数】

常陸鹿嶋公共職業安定所

1:職業紹介状況(日雇、学卒を除きパートタイムを含む)

項目 年月	新 規						月 間 有 効 (月 平 均)						求 人 倍 率 (原 数 値)				(7) 紹 介 件 数			(8) 就 職 件 数		
	(1) 求 人 数			(2) 求 職 申 込 数			(3) 求 人 数			(4) 求 職 者 数			(5) 新 規		(6) 有 効		本年	前年	増減率	本年	前年	増減率
	本年	前年	増減率	本年	前年	増減率	本年	前年	増減率	本年	前年	増減率	本年	前年	増減率	本年						
6/9	1,130	1,207	▲6.4	610	671	▲9.1	3,326	3,446	▲3.5	2,797	2,906	▲3.8	1.85	1.80	1.19	1.19	577	601	▲4.0	158	191	▲17.3
6/10	1,160	1,397	▲17.0	631	707	▲10.7	3,324	3,564	▲6.7	2,802	2,993	▲6.4	1.84	1.98	1.19	1.19	527	583	▲9.6	185	198	▲6.6
6/11	984	1,116	▲11.8	494	572	▲13.6	3,260	3,554	▲8.3	2,710	2,847	▲4.8	1.99	1.95	1.20	1.25	419	500	▲16.2	141	178	▲20.8
計	3,274	3,720	▲12.0	1,735	1,950	▲11.0	3,303	3,521	▲6.2	2,770	2,915	▲5.0	1.89	1.91	1.19	1.21	1,523	1,684	▲9.6	484	567	▲14.6



1-1:求人、求職の雇用形態、年齢、性別

項目 年月	新規求人数			新規求職申込数			若年(34歳以下)求職者						高齢者(60歳以上)									
	(9)一般常用	(10)パートタイム常用	(11)臨時・季節全体	(12)一般	(13)パート	(14)新規求職者	(15)有効求職者	(16)就職件数	(17)新規求職者	(18)有効求職者	(19)就職件数	(17)新規求職者	(18)有効求職者	(19)就職件数								
	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比								
6/9	733	1.5	322	▲12.7	75	▲35.3	376	▲13.8	234	▲0.4	166	▲20.2	695	▲15.5	43	▲24.6	171	4.9	699	9.7	25	▲32.4
6/10	770	▲16.8	317	▲22.5	73	15.9	374	▲10.1	257	▲11.7	171	▲15.3	720	▲15.3	48	▲2.0	213	8.7	732	7.0	35	▲22.2
6/11	668	▲8.2	243	▲13.2	73	▲32.4	288	▲14.0	206	▲13.1	117	▲16.4	689	▲14.3	30	▲33.3	149	8.0	710	14.0	30	0.0
計	2,171	▲8.6	882	▲16.6	221	▲23.0	1,038	▲12.6	697	▲8.7	454	▲17.5	2,104	▲15.0	121	▲19.9	533	7.2	2,141	10.1	90	▲19.6

注)ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せずオンライン上で求職登録をした求職者や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

1-2:産業別、規模別新規求人数

産業別・規模別	年月		増減率	6/9~6/11の累計			
	6/11	5/11		全 数	うちパートタイム	前年同月比	前年同月比
	6/11	5/11					
建設業	183	225	▲18.7	679	▲3.7	22	4.8
製造業	126	169	▲25.4	390	▲27.0	62	▲37.4
(うち機械製造)	14	31	▲54.8	40	▲49.4	7	▲30.0
情報通信業	15	6	150.0	18	▲14.3	0	▲100.0
運輸業	80	94	▲14.9	288	▲9.7	31	▲13.9
卸売、小売業	71	73	▲2.7	236	▲8.2	97	6.6
飲食店、宿泊業	27	67	▲59.7	170	▲40.8	135	▲38.6
医療・福祉	232	243	▲4.5	779	1.7	348	▲7.7
サービス業	96	78	23.1	297	▲8.6	66	▲15.4
その他	154	161	▲4.3	417	▲17.6	221	▲18.8
計	984	1,116	▲11.8	3,274	▲12.0	982	▲17.8
4人以下	96	183	▲47.5	422	▲29.8	121	▲47.2
5~29人	482	496	▲2.8	1,632	▲7.7	470	▲12.8
30~99人	311	262	18.7	812	4.0	311	1.0
100~299人	80	140	▲42.9	232	▲34.8	48	▲40.7
300人以上	15	35	▲57.1	176	▲17.8	32	▲15.8

(注)令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和6年3月以前については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したものを、令和6年4月以降の対前年同月比については、産業分類改定による影響のある産業について()でしめしている。

1-3:求人倍率(季調値)

項目 年月	全 国		茨 城 県	
	新規	有効	新規	有効
6/9	2.22	1.24	2.14	1.34
6/10	2.24	1.25	2.01	1.34
6/11	2.25	1.25	2.16	1.32

1-4:完全失業者

項目 年月	実数	失業率
	(万人)	(%)
6/9	168	2.4
6/10	171	2.5
6/11	172	2.5

令和6年11月末現在

適用事業所数	5,057 所
被保険者数	73,195 人

2:雇用保険関係業務(短時間を含む)

項目 年月	(20)受給資格 決定件数	(21)受給者実人員 (基本手当基本分)	雇用保険被保険者資格							
			(22) 取 得			(23) 喪 失				
			前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	うち(事)都合	前年同月(事)都合		
6/9	167	▲18.9	741	1.2	747	▲5.2	726	▲2.7	53	68
6/10	243	27.9	740	3.5	886	7.8	1,005	6.8	143	76
6/11	170	▲9.6	699	▲0.9	698	▲18.7	729	▲0.3	89	30
計	580	▲0.7	2,180	1.3	2,331	▲5.6	2,460	1.7	285	174

※令和2年1月分以降は速報値であり修正がありえる

3:令和7年3月新規学卒者の需給状況

項目 学校	就職希望者数		求 人 数 (管 内)		受 求 人 数 (県 内 外)		求 人 倍 率		就 職 決 定 率 (内 定 率)		就職者数
	実数	前年同月比	実数	前年同月比	実数	前年同月比	本年	前年	本年	前年	
	中学	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.00	0.00	0.0	
高校	474	10.5	1,379	10.1	0	0.0	2.91	2.92	84.6%	90.4	401
短大	-	-	129	▲8.5	-	-	-	-	-	-	0
大学	-	-	158	▲9.7	-	-	-	-	-	-	0

(縁故就職者は除く)

※求人倍率について:令和5年度12月以前の数値は、令和6年1月公表時に新季節指数により改定されている。

管内労働市場主要指標の推移

【全数】

常陸鹿嶋公共職業安定所

年月	項目	求人		求職		紹介		就職		有効求人倍率	受給資格決定件数	受給者実人員 (基本手当 基本分)
		新規	有効	新規	有効	うち(保)	うち(保)	うち(保)	うち(保)			
32年度		14,009	40,838	8,458	35,654	8,019	1,443	2,273	475	1.15	2,539	
	(月平均)	1,167	3,403	705	2,971	668	120	189	40		212	794
33年度		14,781	42,600	8,571	38,327	7,847	1,438	2,386	509	1.11	2,485	
	(月平均)	1,232	3,550	714	3,194	654	120	199	42		207	858
04年度		15,595	45,883	7,929	35,904	6,730	1,223	2,232	481	1.28	2,303	
	(月平均)	1,300	3,824	661	2,992	561	102	186	40		192	724
05年度		13,953	41,593	7,880	34,984	6,364	1,330	2,203	507	1.19	2,361	
	(月平均)	1,163	3,466	657	2,915	530	111	184	42		197	696
令和4年度	12月	1,084	3,671	447	2,597	331	77	130	37	1.41	134	668
	1月	1,369	3,659	660	2,637	499	83	136	30	1.39	165	659
	2月	1,416	3,887	760	2,898	740	107	201	35	1.34	203	623
	3月	1,321	3,988	773	3,061	727	108	263	39	1.30	205	661
令和5年度	4月	1,144	3,777	837	3,189	557	106	195	36	1.18	168	633
	5月	1,108	3,525	702	3,137	559	121	210	62	1.12	330	726
	6月	1,228	3,495	635	3,009	619	139	204	39	1.16	181	730
	7月	1,192	3,505	582	2,924	469	105	172	36	1.20	190	758
	8月	1,067	3,423	613	2,914	470	100	157	47	1.17	180	796
	9月	1,207	3,446	671	2,906	601	113	191	47	1.19	206	732
	10月	1,397	3,564	707	2,993	583	132	198	38	1.19	190	715
	11月	1,116	3,554	572	2,847	500	128	178	54	1.25	188	705
	12月	958	3,442	491	2,644	382	75	162	37	1.30	162	654
	1月	1,085	3,138	688	2,707	482	87	163	35	1.16	198	660
	2月	1,266	3,304	739	2,827	556	112	178	36	1.17	199	625
	3月	1,185	3,420	643	2,887	586	112	195	40	1.18	169	623
令和6年度	4月	1,118	3,370	919	3,160	573	118	185	42	1.07	175	643
	5月	1,138	3,371	729	3,149	580	109	177	41	1.07	348	696
	6月	1,107	3,321	535	2,919	481	120	187	50	1.14	165	671
	7月	1,149	3,288	634	2,843	523	125	181	48	1.16	226	772
	8月	1,123	3,273	565	2,761	382	92	121	46	1.19	156	766
	9月	1,130	3,326	610	2,797	577	101	158	31	1.19	167	741
	10月	1,160	3,324	631	2,802	527	106	185	49	1.19	243	740
	11月	984	3,260	494	2,710	419	108	141	38	1.20	170	699

対前年同月増減比

	%	%	%	%	%	%	%	%	ポイント	%	%	
33年度	5.5	4.3	1.3	7.5	▲2.1	▲0.3	5.0	7.2	▲0.04	▲2.1	8.2	
04年度	5.5	7.7	▲7.5	▲6.3	▲14.2	▲15.0	▲6.5	▲5.5	0.17	▲7.3	▲15.7	
05年度	▲10.5	▲9.3	▲0.6	▲2.6	▲5.4	8.7	▲1.3	5.4	▲0.09	2.5	▲3.8	
令和4年度	12月	▲10.8	3.3	▲9.9	▲15.1	▲31.5	▲25.2	▲31.9	▲30.2	0.25	4.7	▲21.3
	1月	▲9.9	▲2.9	▲15.1	▲16.8	▲23.9	▲37.1	▲17.6	▲33.3	0.20	▲26.0	▲18.6
	2月	9.6	▲1.7	18.8	▲7.5	25.4	▲10.1	12.9	▲30.0	0.08	24.5	▲19.9
	3月	1.2	▲0.4	12.4	▲4.0	▲0.1	▲9.2	8.7	▲26.4	0.04	19.2	▲12.6
令和5年度	4月	▲16.6	▲3.5	▲0.7	▲3.1	▲12.4	▲12.4	▲11.0	▲20.0	▲0.01	▲32.5	▲0.3
	5月	▲3.5	▲5.5	▲12.0	▲6.3	▲9.7	22.2	▲0.5	44.2	0.01	46.7	▲2.6
	6月	▲20.4	▲12.1	▲0.3	▲4.5	1.0	26.4	▲11.3	▲11.4	▲0.10	▲16.6	▲3.4
	7月	▲15.0	▲13.1	▲5.1	▲3.1	▲10.7	▲6.3	3.6	0.0	▲0.14	0.0	▲1.4
	8月	4.4	▲11.7	▲4.5	▲4.1	▲4.7	▲2.0	▲0.6	0.0	▲0.11	▲7.7	▲6.2
	9月	▲6.9	▲5.1	6.3	▲3.2	5.8	0.9	18.6	2.2	▲0.02	38.3	▲9.3
	10月	1.3	▲2.6	12.0	▲0.9	13.6	41.9	▲5.3	▲9.5	▲0.02	▲3.1	▲7.6
	11月	▲10.2	▲7.9	15.8	0.1	7.3	29.3	20.3	45.9	▲0.11	7.4	▲4.7
	12月	▲11.6	▲6.2	9.8	1.8	15.4	▲2.6	24.6	0.0	▲0.11	20.9	▲2.1
	1月	▲20.7	▲14.2	4.2	2.7	▲3.4	4.8	19.9	16.7	▲0.23	20.0	0.2
	2月	▲10.6	▲15.0	▲2.8	▲2.4	▲24.9	4.7	▲11.4	2.9	▲0.17	▲2.0	0.3
	3月	▲10.3	▲14.2	▲16.8	▲5.7	▲19.4	3.7	▲25.9	2.6	▲0.12	▲17.6	▲5.7
令和6年度	4月	▲2.3	▲10.8	9.8	▲0.9	2.9	11.3	▲5.1	16.7	▲0.11	4.2	1.6
	5月	2.7	▲4.4	3.8	0.4	3.8	▲9.9	▲15.7	▲33.9	▲0.05	5.5	▲4.1
	6月	▲9.9	▲5.0	▲15.7	▲3.0	▲22.3	▲13.7	▲8.3	28.2	▲0.02	▲8.8	▲8.1
	7月	▲3.6	▲6.2	8.9	▲2.8	11.5	19.0	5.2	33.3	▲0.04	18.9	1.8
	8月	5.2	▲4.4	▲7.8	▲5.3	▲18.7	▲8.0	▲22.9	▲2.1	0.02	▲13.3	▲3.8
	9月	▲6.4	▲3.5	▲9.1	▲3.8	▲4.0	▲10.6	▲17.3	▲34.0	0.00	▲18.9	1.2
	10月	▲17.0	▲6.7	▲10.7	▲6.4	▲9.6	▲19.7	▲6.6	28.9	0.00	27.9	3.5
	11月	▲11.8	▲8.3	▲13.6	▲4.8	▲16.2	▲15.6	▲20.8	▲29.6	▲0.05	▲9.6	▲0.9

注1. 学卒・日雇を除き、パートタイムを含む。

2. ▲印は減少を示す。

3. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せずオンライン上で求職登録をした求職者や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。 2024/12/27

管内雇用指標の推移(グラフ)

	5年12月	6年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
月間有効求職者数(原数値)	2,644	2,707	2,827	2,887	3,160	3,149	2,919	2,843	2,761	2,797	2,802	2,710
月間有効求人数(原数値)	3,442	3,138	3,304	3,420	3,370	3,371	3,321	3,288	3,273	3,326	3,324	3,260
受給者実人員	654	660	625	623	643	696	671	772	766	741	740	699
有効求人倍率(茨城:季節調整値)	1.48	1.45	1.45	1.40	1.26	1.20	1.23	1.26	1.29	1.32	1.34	1.38
有効求人倍率(常陸鹿嶋:原数値)	1.30	1.16	1.17	1.18	1.07	1.07	1.14	1.19	1.19	1.19	1.19	1.20



ハローワーク常陸鹿嶋では、高等学校と連携し 「企業訪問バスツアー」を開催しました！

ハローワーク常陸鹿嶋では、12月13日（金）に茨城県立波崎柳川高等学校の1、2年生（合計139人）を対象とした「企業訪問バスツアー」を開催しました。

このバスツアーは、生徒が将来の進路選択やキャリア形成について主体的に考える契機となること、地域に根ざす企業の理解を促進して地元就職につなげることを目的としています。



見学は快諾いただいた沢井製薬株式会社、株式会社DGテクノロジーズ、エヌテーアクアツインズ株式会社、花王株式会社、三菱ケミカル株式会社、ENEOS株式会社の6社について、グループに分かれ1グループあたり2社訪問させていただきました。

訪問先では、会社概要や製品等の説明を受けながら、工場内の製造ラインや敷地が広いところでは、生産設備をバスの窓越しに見て回りました。

学生の声はアンケート集計中で間に合いませんでしたが、引率の教員からは「会社のパンフレットやホームページだけでは伝わらない会社の魅力をリアルに感じ取れる生徒にとって貴重な体験だった」、「今後、進路指導を行ううえでも地域にある企業を深く知ることは有益だった」との声がありました。

またご協力いただいた会社からは「会社の事業内容をよく知ってもらえる素晴らしい機会になった」、「働く様子を直にみてもらえたので、いろいろ伝えやすかった」とのコメントがあり、生徒、教員、企業の人事担当それぞれに学びと気づきを得られたイベントとなりました。

最後に、ご協力いただいた関係各所には感謝申し上げます。



2024
ハローワーク
常陸鹿嶋

求人事業所さま

サポートメニュー

1

コンサルティング



2

マイページ開設



3

職場見学会



4

事業所訪問



5

情報掲載



6

リクエスト



7

求人充足会議

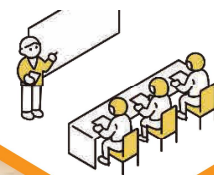


8

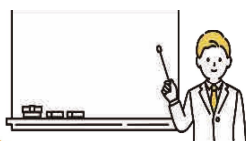
面接会・説明会



求人のお悩みごと
ご相談ください



各種サポート
ご利用ください



1 ~ 8 の詳細は裏面をご覧ください。

1 コンサルティング

地元の労働市場に関する最新情報と求職者ニーズを踏まえた求人コンサルティングをします。

2 マイページ開設

求人についてインターネットで管理できるマイページの開設をお手伝いします。

3 職場見学会

求職者が企業の業務内容や職場環境を見学し求人内容の理解を深めることで、企業とのマッチングが期待できます。

4 事業所訪問

ハローワーク職員が業務内容を聴取・見学させていただくことで、職業相談時に詳細な情報を求職者に説明することが可能となり、積極的な案内をすることができます。

5 情報掲載

お急ぎの場合、所内「至急求人」コーナーへ求人貼りだしができます（1社1枚）。
「事業所PR」コーナーへ事業所PRシートを掲載し、事業所をアピールすることもできます。

6 リクエスト

主に求人者マイページから、ハローワーク求職登録者へ求人情報を連絡することができます。

7 求人充足会議

ハローワーク担当者が企業へ訪問し、採用担当者と会議を開催します。その過程で求職者が応募しやすい求人へ内容を変更していきます。

8 面接会・説明会

求職者の方との直接の面談の機会をお持ちいただけるよう、あらかじめ設定した面接日時に、参加者の方に対し順次面接や企業説明をしていただくものです。会場はハローワーク会議室です。



気になるサポートメニューがあれば
まずはご相談ください！



令和7年4月1日から 高年齢雇用継続給付の支給率を変更します

高年齢雇用継続給付とは

60歳到達等時点に比べて賃金が75%未満に低下した状態で働き続ける60歳以上65歳未満の一定の一般被保険者の方に支給される給付です。

令和7年4月1日以降支給率が変わります。

令和7年4月1日以降の支給率

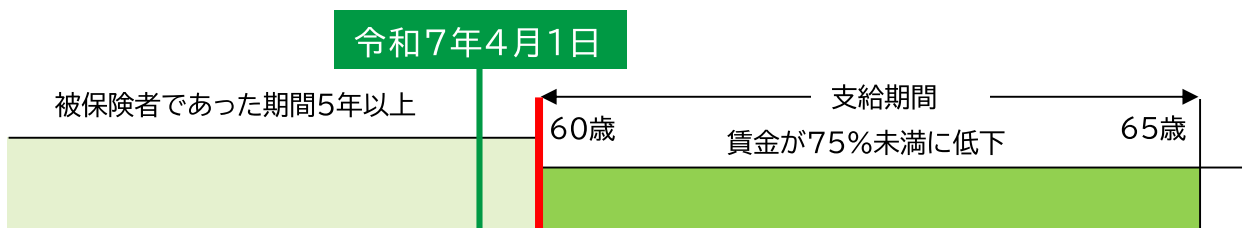
各月に支払われた賃金の低下率	賃金に上乗せされる支給率
64%以下(61%以下)	各月に支払われた賃金額の10%(15%)
64%超75%未満 (61%超75%未満)	各月に支払われた賃金額の10%(15%)から0%の間で、賃金の低下率に応じ、賃金と給付額の合計が75%を超えない範囲で設定される率
75%以上	不支給

※ ()内は令和7年3月31日以前の低下率・支給率です。
※ 支給限度額・最低限度額の取り扱いに変更はありません。

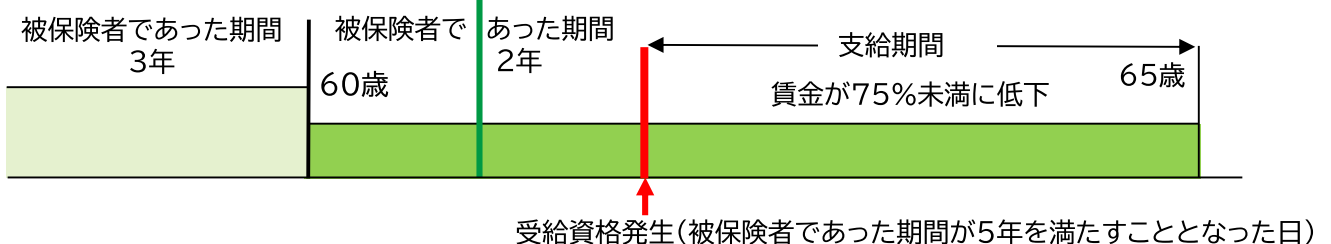
対象の方

令和7年4月1日以降に60歳に達した日(その日時点で被保険者であった期間が5年以上ない方はその期間が5年を満たすこととなった日)を迎えた方が対象となります。

例1



例2



※ 令和7年3月31日以前に60歳に達した日(その日時点で被保険者であった期間が5年を満たすこととなった日)を迎えた方は現行の支給率から変更はありません。

支給率早見表(令和7年4月1日以降)

60歳到達等時点の賃金月額(60歳に到達等する前6か月間の平均賃金)と比較した各月に支払われた賃金額の低下率に応じた支給率を、各月に支払われた賃金額に乗ずることにより支給額が分かります。

各月に支払われた賃金の低下率	支給率	各月に支払われた賃金の低下率	支給率
75.00%以上	0.00%	69.50%	4.60%
74.50%	0.39%	69.00%	5.06%
74.00%	0.79%	68.50%	5.52%
73.50%	1.19%	68.00%	5.99%
73.00%	1.59%	67.50%	6.46%
72.50%	2.01%	67.00%	6.95%
72.00%	2.42%	66.50%	7.44%
71.50%	2.85%	66.00%	7.93%
71.00%	3.28%	65.50%	8.44%
70.50%	3.71%	65.00%	8.95%
70.00%	4.16%	64.50%	9.47%
		64.00%以下	10.00%

申請手続きについて

具体的な支給申請手続きについては、パンフレット「高年齢雇用継続給付の内容及び支給申請手続きについて」をご覧ください。

高年齢雇用継続給付の内容及び支給申請手続きについて
被保険者・事業主のみなさんへ

高年齢雇用継続給付は、60歳到達等時点に比べて賃金が75%未満に低下した状態で働き続ける60歳以上65歳未満の一定の一般被保険者の方に支給される給付であり、高年齢者の就業意欲を維持、喚起し、65歳までの雇用の継続を援助、促進することを目的としています。

60歳に達したときに被保険者であった期間が5年以上であるなど一定の受給要件を満たし、この給付金の支給を受けようとする場合には、公共職業安定所(ハローワーク)に支給申請等の手続きを行ってください。

高年齢雇用継続給付は在職の方を対象とする給付金であり、事業主の方を經由して支給申請等の手続きを行っていただくようお願いいたします。
なお、賃金証明書や受給資格確認書の提出がなかったり、遅れたりすると、被保険者の方が支給を受けられなくなることがありますので、ご注意ください。
※令和7年4月1日以降に60歳となる方は支給率が下がります。詳細は、p7をご覧ください。

厚生労働省
都道府県労働局
公共職業安定所(ハローワーク)



ハローワークインターネットサービス

https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance_continue.html

令和6年10月から

特定一般教育訓練給付金を拡充します

特定一般教育訓練給付金の給付率を、40%から50%に引き上げます。
技術革新やビジネスモデルの変化に対応したり・スキリングにご活用ください！

■令和6年9月30日以前に受講を開始する方

教育訓練経費の40%(年間上限20万円)を訓練修了後に支給します。

■令和6年10月1日以降に受講を開始する方

上記に加えて、資格取得・就職※した場合、
教育訓練経費の10%(年間上限5万円)を追加で支給します。

※ 特定一般教育訓練を修了し、その訓練に係る資格を取得(学位の取得等を含む)し、かつ、訓練修了日の翌日から起算して原則1年以内に雇用保険の一般被保険者等として雇用されたまたは一般被保険者等として雇用されていて、特定一般教育訓練修了日の翌日から起算して原則1年以内にその訓練に係る資格を取得(学位の取得等を含む)した場合をいいます。

支給額の例 【訓練期間:3か月、入学金:5万円、受講料:25万円 の場合】

(教育訓練経費とは、受講者が教育訓練実施者に対して支払った入学金と受講料の合計をいいます。)

	教育訓練経費	令和6年9月30日まで	令和6年10月1日以降
本体給付	30万円 (入学金含む)	12万円 (※1)	12万円 (※1)
資格取得等 した場合	—	—	3万円 (※2)
合計	30万円	12万円	15万円

※1 30万円×40%=12万円 (20万円を超える場合は20万円が上限)

※2 30万円×10%=3万円 (5万円を超える場合は5万円が上限)

【資格取得等した場合の追加給付の申請に必要な書類】

以下の書類を、特定一般教育訓練に係る資格を取得し、雇用保険の一般被保険者等として雇用された日(資格取得より先に一般被保険者等として雇用されたまたは雇用されている場合は、資格取得日)の翌日から起算して1か月以内に住所を管轄するハローワークに提出してください。

- ① 教育訓練給付金(第101条の2の7第3号関係)支給申請書(様式第33号の2の3)
- ② 受給資格確認通知書
- ③ 本人・住所確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、住民基本台帳カード(本人写真付き)等)
- ④ 資格取得等したことを証明する書類(合格証、登録証、免許証、学位証明書等)
- ⑤ 教育訓練実施者の発行する教育訓練経費に係る領収書
- ⑥ 特定一般教育訓練給付追加給付申請時報告
- ⑦ 返還金明細書(領収書が発行された後で教育訓練経費の一部が教育訓練実施者から還付された(される)場合)
- ⑧ 委任状(代理人による申請の場合)

詳しくは、お近くのハローワークにお問い合わせください。

令和6年10月から

専門実践教育訓練給付金を拡充します

専門実践教育訓練給付金の給付率を、70%から80%に引き上げます。
技術革新やビジネスモデルの変化に対応したり・スキリングにご活用ください！

■令和6年9月30日以前に受講を開始する方

教育訓練経費の50%(年間上限40万円)を受講開始日から6か月ごとに支給します。さらに、資格取得・就職※した場合は、追加で教育訓練経費の20%(年間上限16万円)を支給します。

※ 専門実践教育訓練を修了し、その訓練に係る資格を取得(学位の取得等を含む)し、かつ、訓練修了日の翌日から起算して原則1年以内に雇用保険の一般被保険者等として雇用されたまたは一般被保険者等として雇用されていて、専門実践教育訓練修了日の翌日から起算して原則1年以内にその訓練に係る資格を取得(学位の取得等を含む)した場合はいいます。

■令和6年10月1日以降に受講を開始する方

上記の資格取得・就職に加えて、訓練修了後の賃金が受講開始前の賃金と比較して5%以上上昇した場合は、教育訓練経費の10%(年間上限8万円)を追加で支給します。

支給額の例 【訓練期間:2年間、入学料:10万円、6か月ごとの受講料:40万円 の場合】

- 教育訓練経費とは、受講者が教育訓練実施者に対して支払った入学料と受講料の合計をいいます。
- 専門実践教育訓練給付金は受講開始日から6か月ごとに支給額を決定します。
下記の例では、受講開始日から6か月ごとの期間をそれぞれ第1期～第4期としています。

	教育訓練経費	令和6年9月30日まで	令和6年10月1日以降
第1期	50万円 (入学料含む)	25万円	25万円
第2期	40万円	15万円 (※1)	15万円 (※1)
第3期	40万円	20万円	20万円
第4期	40万円	20万円	20万円
資格取得等 した場合	—	32万円 (※2)	32万円 (※2)
賃金上昇 した場合	—	—	16万円 (※3)
合計	170万円	112万円	128万円

※1 40万円×50%=20万円ですが、第1期と合わせた年間支給額の上限である40万円を超えるため、支給額は40万円-25万円=15万円

※2 170万円×20%=34万円ですが、資格取得等した場合の支給額の上限である32万円(年間16万円×2年)を超えるため、支給額は32万円

※3 170万円×10%=17万円ですが、賃金上昇した場合の支給額の上限である16万円(年間8万円×2年)を超えるため、支給額は16万円

受講開始前と訓練終了後の賃金の比較

【受講開始前の賃金】 ※ご自身で事業主に証明を依頼してください。

受講開始日時時点で離職している場合：直近の離職に係る賃金日額※1…① ※2

受講開始日時時点で在職中の場合：受講開始日の前日を離職日とみなした場合に算定される賃金日額※1に相当する額…②

【訓練終了後の賃金】…③ ※ご自身で期間を選択して事業主に証明を依頼してください。

専門実践教育訓練を修了し、その訓練に係る資格取得、かつ、就職した日※3から1年が経過するまでの期間における連続する任意の6か月間※4の賃金を基礎とするみなし賃金日額

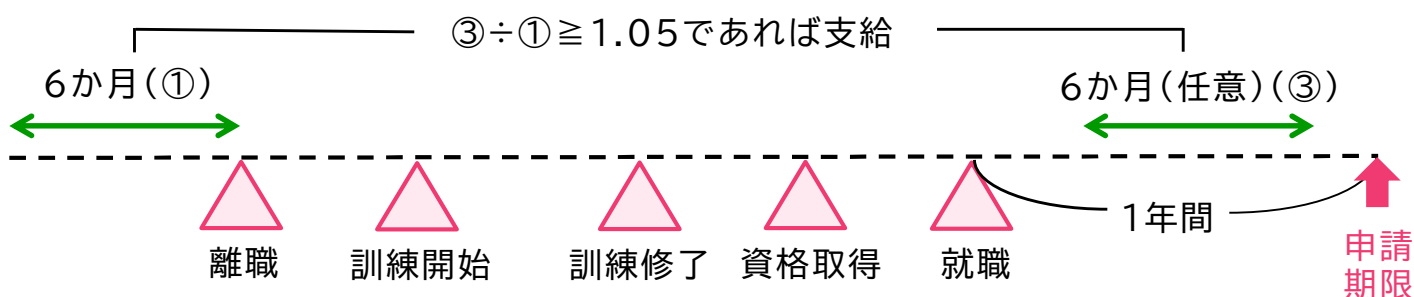
※1 原則、離職直前の6か月間(各賃金締切日の翌日から次の締切日までの期間であって、賃金が支払われた日が11日以上ある期間を1月とする)に支払われた賃金の合計金額を180で割った金額です。

※2 離職票の写しの提示等により、ハローワークにおいて受講開始前の賃金が把握できる場合は省略できます。

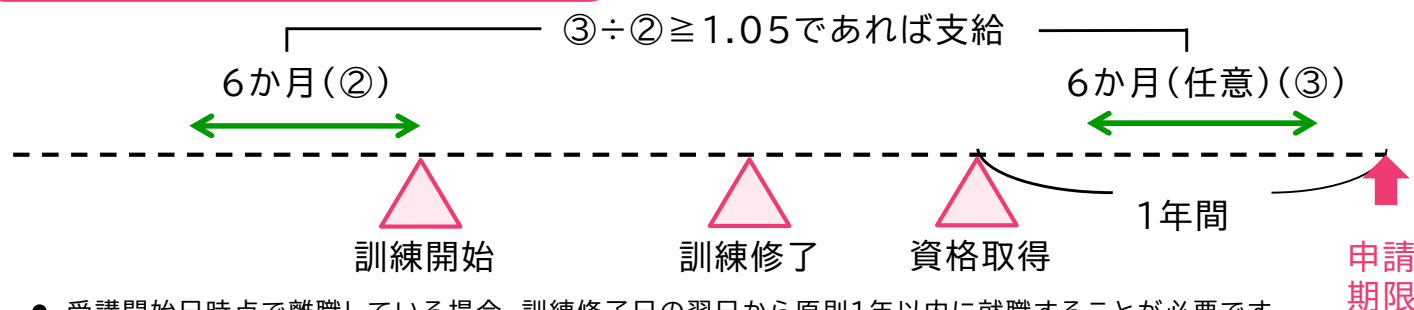
※3 訓練終了後資格取得前に就職した場合または在職者の場合は、資格取得日です。

※4 各賃金締切日の翌日から次の締切日までの期間を1月とします。

受講開始日時時点で離職している場合



受講開始日時時点で在職中の場合



- 受講開始日時時点で離職している場合、訓練終了日の翌日から原則1年以内に就職することが必要です。
- 資格取得は、訓練終了日の翌日から原則1年以内であることが必要です。

【賃金が上昇した場合の追加給付の申請に必要な書類】

以下の書類を、専門実践教育訓練に係る資格を取得し、雇用保険の一般被保険者等として雇用された日(資格取得より先に一般被保険者等として雇用されたまたは雇用されている場合は、資格取得日)の翌日から6か月を経過した日から起算して6か月以内に住所を管轄するハローワークに提出してください。

- ① 教育訓練給付金(第101条の2の7第6号関係)支給申請書(様式第33号の2の7)
- ② 教育訓練給付金受給資格者証または教育訓練受給資格通知
- ③ 受講開始前(※)および訓練終了後(雇用された後または資格取得後)の6か月間の賃金等を確認するための書類(・賃金台帳または給与明細・出勤簿またはタイムカード)の2点
※ 離職票の写しの提示等により、ハローワークにおいて賃金が把握できる場合は省略できます。
- ④ マイナンバーカード(受給資格確認の際に写真の提出を省略した場合)
- ⑤ 専門実践教育訓練給付追加給付申請時報告
- ⑥ 返還金明細書(領収書が発行された後で教育訓練経費の一部が教育訓練実施者から還付された(される)場合)
- ⑦ 委任状(代理人による申請の場合)

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール

最低賃金は、暮らしの
支えです。



最低賃金



最低賃金制度のマスコット
チェックマン

使用者も、労働者も。

茨城県最低賃金は

1,005円^{時間額}

発効日：令和6年10月1日



茨城労働局
ホームページへリンク

※特定の産業には特定(産業別)最低賃金が定められています。

茨城県の特定(産業別)最低賃金

産業名	鉄鋼業	はん用機械器具、 生産用機械器具、 業務用機械器具製造業 (機械器具製造業等)	計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械 器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器 具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機 械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製 造業(電気・精密機械器具等製造業)	各種商品小売業
最低賃金額 (時間額)円	1,098	1,055	1,052	1,005 <small>令和6年 改正なし 茨城県最低賃金適用</small>
発効日	令和6年12月31日			

最低賃金制度は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。詳しくは、茨城労働局のホームページをご覧ください。

業務改善助成金

生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。

業務改善助成金

検索

専門家による無料相談を 実施しています

賃金引上げにお悩みの方は、働き方改革推進支援センターにご相談ください。

茨城働き方改革推進支援センター

検索

キャリアアップ助成金 (賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者等の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。

キャリアアップ助成金

検索



必ずチェック、最低賃金！ 使用者も、労働者も。



最

Q. 最低賃金制度とは何でしょう？

A. 最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。
最低賃金には、地域別（各都府県）最低賃金と特定（産業別）最低賃金があります。
地域別最低賃金は、常用・臨時・パート・アルバイトなどの雇用形態や呼称の如何を問わず、県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。特定最低賃金は、地域内の特定の産業の基幹的労働者に適用されます。

Q. 最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方合意の上で定めた場合はどうなりますか？

A. 労使合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。

Q. 鉄鋼業の会社で働いています。「地域別最低賃金」と、「特定（産業別）最低賃金」の2種類がありますが、どちらが適用されるか教えてください。

A. 「特定（産業別）最低賃金」は「地域別最低賃金」よりも高い金額水準で定められています。両方の最低賃金が同時に適用される労働者には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

最低賃金以上の賃金が支払われていますか？ お確かめください。

「最低賃金制度」は、すべての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティーネットです。
詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。

最低賃金制度 [検索](#)



賃

Q. 最低賃金対象となる賃金の範囲を教えてください。

- A.** 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。
- ① 臨時に支払われる賃金（結核手当など）
 - ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
 - ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
 - ④ 所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
 - ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
 - ⑥ 精査手当、通勤手当及び家族手当

Q. 最低賃金額以上が未滿か、確認する方法を教えてください。

A. 実際の賃金が最低賃金額以上となっているかどうかを調べるには、最低賃金の対象となる賃金と適用される最低賃金額を次の方法で比較します。

- ① 時間給の場合
時間給 \geq 最低賃金額（時間額）
- ② 日給の場合
日給 \div 1日の平均所定労働時間 \geq 最低賃金額（時間額）
- ③ 月給の場合
月給 \div 1か月の平均所定労働時間 \geq 最低賃金額（時間額）
- ④ ①、②、③が混合している場合
例えば、基本給が日給制で各手当（職歴手当等）が月給制などのように混合している場合は、それぞれ上の①～③の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額（時間額）を比較します。



金

最低賃金引き上げを受けて賃上げに取り組む皆様へ

厚生労働省、中小企業庁では、

最低賃金引き上げに伴う

支援・後押しを強化しています

助成金と補助金を組み合わせてご利用頂くことも可能です
賃金引き上げに向けて、是非ご利用ください

※同一の補助対象（設備等）に対する重複利用は不可

業務改善助成金

事業場内で最も低い時間給を一定額以上引き上げ、生産性向上等に資する設備投資等を行った場合に、設備投資等にかかった費用の一部が助成されます。

キャリアアップ助成金

賃金規定等を改定し、非正規雇用労働者の基本給を3%以上賃上げする場合に、キャリアアップ助成金の「賃金規定等改定コース」が利用できます。

※最低賃金の改定に伴う賃金規定等の改定をした場合も対象になります。

IT導入補助金

最低賃金引き上げを受けて、最低賃金引上げ幅以上に賃上げの努力を行う場合、補助金の採択において加点措置が得られます。

詳しくは次のページで

本紙は最低賃金引き上げの影響を受けた事業者様向けに厚生労働省の支援策と経済産業省・中小企業庁の補助事業、賃上げを後押しするその他施策をご紹介します。具体的な情報についてはホームページ等でご確認ください。

<業務改善助成金>

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

事業内最低賃金
引き上げの計画



設備投資等の計画
機械設備、コンサルティング、
人材育成・教育訓練など

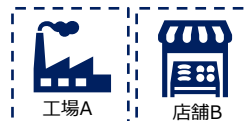
計画の承認
と実施

設備投資等の費
用の一部を助成

対象となる事業者

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）**事業場ごとに申請**いただきます。



別々に
申請

助成率

事業場内最低賃金額	助成率
900円未満	9/10
900円以上950円未満	4/5(9/10)
950円以上	3/4(4/5)

※（ ）内は生産性要件を満たした事業場

助成対象経費の例

機器・設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

※ 一部事業者は対象経費の特例を受けることができる可能性がございます。（詳細は業務改善助成金ウェブサイト参照）

助成上限額

引上げ労働者数	引上げ額			
	30円コース (30円以上)	45円コース (45円以上)	60円コース (60円以上)	90円コース (90円以上)
1人	30万円 (60万円)	45万円 (80万円)	60万円 (110万円)	90万円 (170万円)
2～3人	50万円 (90万円)	70万円 (110万円)	90万円 (160万円)	150万円 (240万円)
4～6人	70万円 (100万円)	100万円 (140万円)	150万円 (190万円)	270万円 (290万円)
7人以上	100万円 (120万円)	150万円 (160万円)	230万円	450万円
10人以上※	120万円 (130万円)	180万円	300万円	600万円

※ 10人以上の上限区分は特例事業者（詳細は業務改善助成金ウェブサイト参照）のみ対象。

※（ ）内の助成上限額は事業場規模30人未満の事業者のみ対象。

活用例

- ・ 地域別最低賃金が935円
- ・ 事業場内最低賃金を940円から1000円にUP
→事業場内最低賃金が940円なので助成率は4/5
- ・ 労働者7人の最低賃金引き上げを実施
→60円コース・7人以上の区分で
助成上限額は**230万円**



（設備投資費用が300万円の場合…）
300万円×4/5 = 240万円
→助成上限額230万円を超えているため、**230万円支給**

申請先 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

問合せ先 業務改善助成金コールセンター：0120-366-440



<キャリアアップ助成金>

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

対象となる方

雇用保険適用事業所ごとに「キャリアアップ計画」を作成し、その計画に基づき、右の①～⑥までのいずれかを実施した事業主。

- | | |
|--------------|------------------------------|
| ① 正社員化コース | ④ 賃金規定等共通化コース |
| ② 障害者正社員化コース | ⑤ 賞与・退職金制度導入コース |
| ③ 賃金規定等改定コース | ⑥ 社会保険適用時処遇改善コース
(R5.10～) |

支援内容

※賃金規定等改定コースの場合

有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用した事業主に対して、右記の額の助成を行います。

3%以上5%未満増額改定した場合

5万円

5%以上増額改定した場合

6万5,000円

- 1年度1事業所当たり100人までは、複数回の申請ができます。
- 職務評価を行ったうえで賃金規定等を改定した場合は、助成額の加算が受けられます。
- 中小企業以外の場合、助成額は上記の2/3程度となります。
- 最低賃金の改定に伴い、新最低賃金を下回ることとなる等級についてのみ賃金規定等を増額改定した場合も、助成対象になります。ただし、各都道府県の新最低賃金の公示日以降、発効日の前日までに賃金規定等の増額改定を行う必要があります。

社会保険適用時処遇改善コースの新設

最低賃金の引き上げに伴い、被用者保険の適用になり手取り収入が減らないよう就業調整をする労働者はいらっしゃいませんか？新たに被用者保険を適用するとともに、労働者の収入を増加させる取組を行う事業主に対して助成する仕組みができました。

詳しくはこちら



問合先 都道府県労働局

<IT導入補助金>

□事業概要：業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のためのITツール等の導入を支援します。

□補助上限：最大450万円

□補助率：1/2～4/5

□賃上げ加点：給与支給総額を年率平均1.5%増加させることに加え、「事業場内最低賃金を地域別最低賃金+50円以上の水準にすること」を更なる加点要素とします。

↓現在の公募要領はこちら



問合先 サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター：0570-666-376

<賃上げを後押しするその他施策>

・中小企業省力化投資補助金

□事業概要：構造的な人手不足の解決に向けて、カタログから選ぶ簡易で即効性のある省力化投資を支援します。

□補助上限：最大200～1,000万円（従業員数による）

更に一定の賃上げで、上限額を最大300～1,500万円に引き上げ

□補助率：1/2以下

詳しくはこちら



・賃上げ促進税制

□概要：事業者が一定率以上の賃上げを実施した場合に、賃上げ額の一部を法人税などから税額控除できる制度です。

【令和6年4月1日以降に開始する事業年度に適用を受けたい場合※】

詳しくは▼

全企業・中堅企業
全雇用者の給与等支給額の増加額の**最大35%**を税額控除

中小企業
全雇用者の給与等支給額の増加額の**最大45%**を税額控除



※令和6年3月31日以前に開始された事業年度に適用を受けたい場合は、制度の内容が異なりますので、ご注意ください。

問合せ先 税制サポートセンター
全企業・中堅企業向け税制：0570-078-117
中小企業向け税制：03-6281-9821



<働き方改革や経営改善に向けた相談先>

・働き方改革推進支援センター

相談支援

コンサルティング

セミナー開催

社労士等の労務管理の専門家が
会社の「働き方改革」や賃金引上げを無料で支援します！

- ◆ 専門家が来所・電話・メールによる相談を承ります。
- ◆ 専門家が会社への訪問、またはオンラインによるコンサルティングを実施します。
- ◆ 企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関する、働き方改革セミナーを開催しています。



問合せ先 各都道府県の働き方改革推進支援センター

・よろず支援拠点

経営革新支援

経営改善支援

ワンストップサービス

経営上のあらゆるお悩みの相談に対応します！お気軽にご連絡ください。

- ◆ 売上拡大のための解決策を提案します。
- ◆ 資金繰りや事業再生等に関する経営改善のための経営相談に応じます。
- ◆ 地域の支援機関とのネットワークを活用して、経営課題に応じた的確な支援機関等を紹介します。



問合せ先 各都道府県のよろず支援拠点— 17 —

■ 編集・発行 ■

ハローワーク常陸鹿嶋

常陸鹿嶋公共職業安定所

〒314-0031 鹿嶋市宮中 1995-1

TEL 0299-83-2318

常陸鹿嶋地区雇用対策協議会事務局

行方市役所商工観光課

〒行方市山田 2564 番地 10

TEL 0291-35-2111